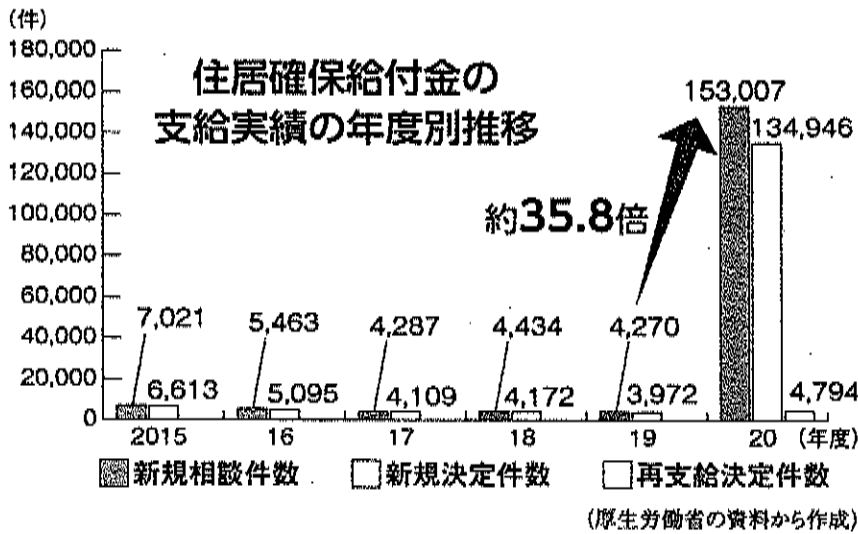


# 生活困窮の相談増

## 20年度件数 前年度比3.2倍

# 住まいの危機広がる

新型コロナウイルス感染症の影響で生活が困窮した人が、自治体の「自立相談支援機関」に経済的支援を求め、2020年度の相談件数は速報値で78万6195件（前年度比3.2倍）でした。



0年度の相談件数は速報値で78万6195件（前年度比3.2倍）でした。

コロナ前後を比較すると20代、30代の新規相談者の増加幅が大き

くなっており、それぞれ3.5倍、3.3倍となりました。

男女問わず20代以上のすべての年代で、就労者からの相談が大きく増加。「仕事を探したい」を探している（現在無職）人も増えています。

厚労省によると、困窮者の家賃を補助する「住居確保給付金」の相談件数（20年度）は前年度比3.2倍にのぼり、すべての年代で1位となりました。「住まい不安定」（同2.2倍）や「ホームレス」（同1.6倍）といった住まいに關しても多く挙げられました。

前年度比約35.8倍になりました。15~19年度は4千~7千件で推移していましたが、20年度は約15万3千件。支給額は約52.8億円で306.2億円に上ります。

## 住居確保給付金拡充を

花園大学教授

吉永 純さん

住居確保給付金の支給が広がった背景について、生活保護など公的扶助に詳しい花園大学の吉永純教授に聞きました。

この給付金は従来、

失業者の再就職を支援する制度だった。そのため、離職後2年以内とか、ハローワークでの求職活動が支給の条件だった。支給期間が原則3カ月ということもあって利用件数は低調だった。ところがコロナ禍で住まいの危機が急速に広がり、失業に關する要件を外し、

支給期間を延長したことから利用が格段に伸びた。こうした政府の対応は評価できる。この制度の有効性が明らかにになった今、再就職支援という枠組みを外し、所得条件も緩和して、期間の限定のない普遍的な住宅手当として恒久化すべきだ。

(新井水和)